平成２３年（フ）第３２４号
茨城県桜川市真壁町真壁198番地15
債務者　小高　成浩
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０４号
群馬県みどり市大間々町大間々63番地７　坂下アパート３号
債務者　長澤　治美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１１２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美581番地２　アプローズあざみ102
債務者　松田　典子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４８０号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目６番地３
債務者　竹石　春美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９１号
埼玉県深谷市岡2560番地２
債務者　立花　英美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８号
富山県魚津市小川寺694番地
債務者　海野　龍徳
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第５０２号
岐阜市春日町２丁目３番地　アネックスアズミ１－Ｄ号室
債務者　渡邉　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２３号
岐阜市野一色２丁目10番10号　Ａ棟
債務者　武田　充弘
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５４９号
岐阜市加野３丁目２番４―41号　県営加野住宅Ｈ４号棟
債務者　梅田　秀紀
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７８号
岐阜市岩倉町２丁目74番地
債務者　東海工芸こと　佐藤　則泰
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５８９号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ａ２―907
債務者　左藤　英恵
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５９３号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里１丁目20番地の１
債務者　穴井　武美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５９８号
岐阜市下鵜飼1666番地11
債務者　小椋カヨ子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５９９号
岐阜市西改田七石９番地
債務者　瀬古ポンプ店こと　瀬古　明已
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６００号
岐阜市西改田七石９番地
債務者　瀬古ちづ子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９１０号
愛知県春日井市柏原町２丁目79番地　プリミエール柏原301号
債務者　稲垣　公三
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９２号
兵庫県相生市旭５丁目14番47号、従前の住所　兵庫県相生市竜泉町287番地の２
債務者　宇田　文彦
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部